

平成26年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

◎ 議案補充説明

議案第25号 「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案」	1
議案第26号 「三重県いじめ対策審議会条例案」	2
議案第74号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	3

◎ 所管事項説明

1 平成25年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」について	4
2 県立高等学校の活性化について	5
3 教員の資質向上について	20
4 「平成25年度学校防災取組状況調査」結果の概要について	23
5 包括外部監査結果（教育委員会関係）について	33
6 「グローバル三重教育プラン」について	39
7 学力の定着と向上について	41
8 土曜日の授業について	55
9 平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県開催種目決定に向けた 進捗状況について	61
10 伝統的漁業の文化財保護と今後の国指定に向けた取組及び 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録10周年に向けた取組について	63
11 審議会等の審議状況について	66

《別添資料》

- ・別添資料1：平成25年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」
- ・別添資料2：高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）（案）
- ・別添資料3：「グローバル三重教育プラン」
- ・別添資料4：三重県教育委員会とレゴジャパン株式会社レゴエデュケーションとの
「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」の締結に
ついて

平成26年 3月12日

教育委員会

◎ 議案補充説明

議案第25号「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案」

1 設置目的

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月28日に施行され、文部科学大臣から「いじめ防止等のための基本的な方針」が出されました。

三重県としても、これらの法並びに方針を受けて、「三重県いじめ防止基本方針」を、平成26年1月29日に策定し、公表しました。

この「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、本条例により「三重県いじめ問題対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）」を設置します。

2 所掌事務

協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体が「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を適切に実施するため、以下に掲げる事務を行います。

- ・ 県内の学校におけるいじめの現状の情報の共有及び分析
- ・ 上記を踏まえた、いじめの防止等に関する情報の交換及び研究
- ・ その他、いじめ防止等のために必要と認める事務

3 組織及び委員

- ・ 協議会は、委員15名以内で組織し、各委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びに、いじめの防止等に関し学識経験を有する者で構成
- ・ 各委員の任命は知事が行い、任期は1年とし、再任可
- ・ 協議会での、市町教育委員会との連携を適切に行うために、三重県小中学校長会及び三重県市町教育長会を参画

〈「三重県いじめ防止基本方針」より〉

具体的には、三重県小中学校長会、三重県高等学校長協会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等で構成します。

4 その他

- ・ 協議会の庶務は、三重県教育委員会事務局が所管

議案第26号 「三重県いじめ対策審議会条例案」

1 設置目的

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月28日に施行され、文部科学大臣から「いじめ防止等のための基本的な方針」が出されました。

三重県としても、これらの法並びに方針を受けて、「三重県いじめ防止基本方針」を、平成26年1月29日策定し公表しました。

この「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、県立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、本条例により「三重県いじめ対策審議会（以下、「審議会」という。）」を設置します。

2 所掌事務

審議会は、三重県教育委員会の諮問に応じ「三重県いじめ防止基本方針」に基づく、県立学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、次に掲げる事項を行うとともに、当該事項について三重県教育委員会に建議します。

- ・ いじめの問題に対する効果的な取組について、調査研究
- ・ 県立学校におけるいじめ事案の報告を受け、三重県教育委員会が調査を行う場合は、必要に応じて本審議会が調査
- ・ 県立学校におけるいじめ事案に関する重大事態の報告を受け、事実関係を明確にするための調査を三重県教育委員会が行う場合は、本審議会が調査
- ・ その他、三重県教育委員会が必要とする審議

3 組織及び委員

- ・ 委員は6名以内で組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識又は経験その他いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者で構成
- ・ 委員の任命は三重県教育委員会が行い、任期は3年とし、再任可
- ・ 委員が職務上知り得た情報に係る守秘義務

4 その他

- ・ 審議会の庶務は、三重県教育委員会事務局が所管

議案第74号「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

平成26年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 平成26年度の児童生徒数

平成25年度に比べ、全体で約2,090人の減となる見込みです。
(高等学校は収容定員)

小学校：約1,410人減 中学校：約810人減
高等学校：80人増 特別支援学校：約50人増

(2) 国で定める定数（法定数）

学校の統廃合、児童生徒数の増減及び研修等定数の増減等により、全体で104人の減となります。

小学校：98人減 中学校：40人減
高等学校：1人減 特別支援学校：35人増

(3) 県単定数

小中学校においては、少人数教育の定数52人（小学校40人、中学校12人）を継続して配置します。また、学校統廃合加配については、小学校で2人増、中学校で1人増となり、小中学校全体では3人の増となります。

県立学校では、現業職員の減等により、全体で3人の減となります。

小学校：2人増 中学校：1人増
高等学校：2人減 特別支援学校：1人減

以上のことから、平成26年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成25年度に比べ、104人の減少で、合計で15,805人となります。

[教職員定数（条例定数）の内訳]

	平成26年度			平成25年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,965	78	7,043	7,063	76	7,139	△98	+2	△96
中学校	3,851	72	3,923	3,891	71	3,962	△40	+1	△39
高等学校	3,504	134	3,638	3,505	136	3,641	△1	△2	△3
特別支援学校	1,146	55	1,201	1,111	56	1,167	+35	△1	+34
合計	15,466	339	15,805	15,570	339	15,909	△104	±0	△104

3 施行期日

平成26年4月1日

◎ 所管事項説明

1 平成25年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」について

平成25年度三重県教育改革推進会議において、「三重県教育ビジョンの中間点検」及び「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定」について審議が行われ、その結果が「審議のまとめ」【別添資料1】としてとりまとめられました。

(1) 「三重県教育ビジョン」の中間点検

平成22年12月に策定した「三重県教育ビジョン」（計画期間：平成23年度～平成27年度）が計画期間の3年目となるため、ビジョンの6つの基本施策につらなる32本の施策について、これまでの取組結果、成果と残された課題等について検証するとともに、今後重点的に取り組むべき方向や、次期教育振興基本計画の策定に向けた進め方等について審議が行われました。

審議の結果は、別添資料1「審議のまとめ」（P3～P8）のとおりです。

今後、県教育委員会としては、審議の結果を踏まえ、次年度以降の施策の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定

障害者基本法の改正など障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化していることや、平成25年3月に改定した「県立特別支援学校整備第二次実施計画」が平成26年度末に終期を迎えることから、今後の本県の特別支援教育に係る総合的な推進計画を策定するための審議が行われました。

平成25年度は、「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の平成26年度中の策定に向けて、その骨子（案）をとりまとめるための審議が行われました。

審議の結果は、別添資料1別冊「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）骨子（案）」のとおりです。

今後、三重県教育改革推進会議においてさらに審議を深めるとともに、関係者等の声を聞き、平成26年度中の計画策定に向けて取り組んでいきます。

2 県立高等学校の活性化について

I 「県立高等学校活性化計画」の進捗状況について

県教育委員会は、県立高等学校が生徒にとって希望や高い志を持っていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域からも信頼される存在であり続けられるよう、各学校の特色を生かして今後さらに活性化していくための「県立高等学校活性化計画」を、平成25年3月に策定しました。

平成25年度の主な取組の現状や今後の方向性については、次のとおりです。

1 活性化のための主な取組

(1) 理数教育・英語教育の充実

- 各分野でリーダーとして活躍できる人材を育成するため、Mie SSH (Super Science High school) 事業により5校（桑名高校、四日市高校、神戸高校、松阪高校、上野高校）を指定し、大学等と連携した先進的な研究、小中学校向けの理科実験教室の開催等、理数教育の充実を図っています。また、Mie SELHi (Super English Language High school) 事業により8校（川越高校、松阪商業高校、津東高校、名張西高校、名張桔梗丘高校、飯野高校、尾鷲高校、木本高校）を指定し、総合的な語学力の育成や授業改善、地域の英語教育の中核となる教員の養成等、英語教育の充実を図っています。
- 「三重県高等学校科学オリンピック」を開催し、参加校において発展的な理科学習を実施して、参加生徒の理科に対する探究心を高めることができました。
- 「高校生英語キャンプ」を開催し、生徒の英語コミュニケーション能力とともに、教員の指導力の向上も図ることができました。

(2) キャリア教育・職業教育の充実

- 小中学校と連携したキャリア教育の実践とその交流会の開催、「三重県版高等学校キャリア教育モデルプログラム」の作成、NPOと連携した就業体験の実施等により、教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育を推進しています。
- 三重労働局等関係機関と連携した合同面接会等の開催、就職支援相談員の配置等により、高校生の就職対策に取り組んでいます。
- 「若き『匠』育成プロジェクト」事業により6校（四日市農芸高校、四日市商業高校、津商業高校、相可高校、伊勢工業高校、伊賀白鳳高校）を指定し、異なる学科・学校間による共同研究、高度な資格取得への挑戦、企業や関係機関と連携した技術研修等に取り組んでいます。

(3) 特別支援教育の充実

- 発達障がい支援員（5名）が生徒の実態把握、保護者の教育相談及び教員への指導・助言等の支援を行うとともに、「高等学校支援ハンドブック」を作成し、高等学校における特別支援教育の充実及び障がいのある生徒の支援体制の整備を推進しています。
- 特別支援教育に関する総合推進計画の策定を進める中で、高等学校における特別支援教育の充実について、引き続き検討を進めます。

(4) 外国人生徒教育の充実

- 外国人生徒が学習活動に参加する力の育成を目指し、高等学校におけるJSLカリキュラムの研究と実践に取り組むとともに、外国人生徒支援専門員（2名）が通訳・翻訳、保護者の教育相談等の支援を行っています。

(5) 教員の資質の向上

- 教員の資質の向上に係る指針である「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定に向け、検討を進めました。

(6) 学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり

- すべての学校で学校関係者評価を実施し、その評価内容を次年度の学校経営に反映しています。また、外部指導者の活用や地域公開講座の開設等により、開かれた学校づくりを推進しています。

2 各学科の教育内容の充実による活性化

(1) 普通科・普通科系専門学科

- 大学等高等教育機関への進学希望者が多い高校間で情報共有を進め、効果的な指導方法等について協議を進めています。
- 就職希望者が多いなど生徒の進路先が多様な学校では、一人ひとりの学力を把握し課題に応じた効果的な指導を行うため、研究と実践を進めています。

(2) 職業系専門学科

- 農業に関する学科では、産業界と連携し、地域特産品を利用した農産物の開発を進めるとともに、農業の6次産業化に向けた教育プログラムの開発を進めました。

- 工業に関する学科では、専門教育の深化を図るとともに、コミュニケーション力・行動力を養うため、新しい実習プログラムの開発、外部人材を活用した授業実践の充実、小中学校への出前授業や地域イベントへの積極的な参加等を進めています。
- 商業に関する学科では、ビジネスの場で活用できる英語力の育成や、電子商取引を活用した販売促進に関する研究、大学と連携した高度な資格取得の推進等に取り組んでいます。

(3) 総合学科

- 各学校の総合学科で学ぶ生徒が学習成果を発表し交流する機会を設けるとともに、教員間ですぐれた実践事例の共有を進めるなど、総合学科の充実に向けた組織的な取組を進めています。

3 各地域の県立高等学校活性化の取組

各地域・各学校の課題を踏まえ、関係機関等と連携しながら各高等学校の活性化を図るとともに、今後の中学校卒業生数の大幅な減少が予測される伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域においては引き続き県立高等学校活性化推進協議会を開催し、それぞれの地域全体の高校活性化に係る具体策等を協議しています。(別紙1参照)

なお、朝明高校では、普通科福祉コースをふくし科に改編し、地域の福祉教育の拠点として福祉に関する専門的かつ幅広い技能の習得に取り組むとともに、地域でのボランティア活動や特別支援学校との交流を進めています。四日市商業高校では、情報処理科を情報マネジメント科に改編し、情報ネットワークと会計分野の基礎知識をバランスよく習得することに取り組むとともに、大学等と連携し、専門的な知識・技術を身につけ地域に貢献する人材の育成に取り組んでいます。白山高校では、学校運営協議会制度を導入し、地域の教育力を活かした基礎学力充実に向けた取組や小中学校と連携した体系的なキャリア教育、地域を活性化できる人材育成を進めています。

4 今後の方向性

Mie SSH (Super Science High school) をはじめとする指定校における取組の成果を他校へ広めるとともに、大学等高等教育機関、小中学校、地域等との連携をさらに深め、中学校卒業生数の変化に対応しつつ、県立高等学校における学力の確実な定着、自立し他と共に生きる人材の育成、多様なニーズに応える教育の推進に、引き続き取り組んでまいります。

各地域の県立高等学校活性化推進協議会について

今後とも中学校卒業生数の大幅な減少が予測される伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域においては、引き続き県立高等学校活性化推進協議会を開催し、各地域全体の高等学校の活性化に係る具体策等を協議しています。

各地域の協議会における開催状況は次のとおりです。

1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

昨年度の「協議のまとめ（平成25年3月）」を踏まえ、地域協議会に加えて、「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」、「専門学科検討ワーキング会議」を開催し、地域全体の県立高等学校の特色化・魅力化及び適正規模・適正配置の観点に加え、各高等学校の存在意義や担うべき役割、高等学校における地域活性化や地域貢献の視点から、今後のあり方（小規模校や専門学科のあり方）を検討しています。

(1) 開催日

■活性化推進協議会	第1回（8月29日）	第2回（10月3日）
	第3回（12月18日）	第4回（2月19日）
■鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議	第1回（10月28日）	第3回（1月20日）
	第2回（11月25日）	第3回（1月20日）
■専門学科検討ワーキング会議	第1回（10月30日）	第3回（1月23日）
	第2回（11月27日）	第3回（1月23日）

(2) 出された主な意見

■活性化推進協議会

- ・ 学校の取組をもっと積極的に情報発信をすべきである。
- ・ 地域の過疎や衰退を食い止めるための市町の取組と、高校活性化のための取組を連携していくことが大切である。
- ・ 適正規模については、子どもたちがどのような高校生活を送れるかという視点が大切である。

■鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議

- ・ 高校と地域が連携することで、生徒たちが力をつけ、外部に対してはアピールできる取組がもっとできるのではないか。
- ・ 子どもたちのニーズを把握したうえで、どの学校も同じように取り組むのではなく、明確に役割分担をすることが必要ではないか。
- ・ 地元の小規模校で学ぶ高校生が自校の特色について考える機会や、地域・行政・企業との連携の場を持つことは大切である。

■専門学科検討ワーキング会議

- ・ 専門性を身につけた人材が地域産業にとって必要であり、地域の労働力確保という観点からも専門高校に対するニーズは高い。

- ・ 地域の労働力を削ぐことにつながりかねないので、専門高校の学級規模は維持すべきであるが、小規模化したとしても部活動や学校行事等から考えると1学年4学級規模が限界である。
- ・ 学校と地域が連携してさまざまな取組を進めることは、地域活性化に役立つだけでなく、学校の取組を発信することや生徒の成長にもつながる。

(3) 今後の進め方

第4回協議会で取りまとめられた「平成25年度協議のまとめ」を踏まえ、次年度の協議につなげます。次年度も協議会に加え、2つのワーキング会議において、地域の高等学校の今後のあり方について協議を継続していきます。

2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

昨年度の「協議のまとめ（平成25年3月）」を踏まえ、「地域全体の学科の適正な配置」、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」「当地域における中高一貫教育の実施」について協議を行いました。

(1) 開催日

第1回（9月3日） 第2回（11月13日） 第3回（1月27日）

(2) 出された主な意見

○地域全体の学科の適正な配置について

- ・ 平成31～33年度頃には地域全体の1学年の学級数が28学級程度となり、平成25年度に比べて4学級程度減少することが共通認識されたと考える。
- ・ 平成18年9月の「協議のまとめ」で示された平成27～33年度頃に伊賀地域の高校が4校になるというイメージは、決まっていることではないが、このイメージが協議の根底にあると考える。
- ・ ニーズをしっかりと分析したうえで、普通科や総合学科を今後どうしていけばよいか考えなければならない。

○特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について

- ・ 特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、地元の高校に受け入れる枠組みをつくってもらいたい。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもが高校に入学した場合、単位認定、通学手段、施設・設備、卒業後の進路保障等に課題がある。

○当地域における中高一貫教育の実施について

- ・ 地域に中高一貫校があれば、他地域への進学を止められるのではないか。
- ・ 生徒数が減少する中で、市立中学校等への影響も含めて、地域の共通理解が得られるだろうか。
- ・ 他県の設置例やニーズを数値的に把握するなどして、検討をする必要がある。

(3) 今後の進め方

今年度の協議を踏まえて、次年度以降も協議を継続します。

3 紀南地域高等学校活性化推進協議会

昨年度の「協議のまとめ（平成25年3月）」を踏まえ、木本・紀南両高校の活性化に向けた計画や、紀南地域の高等学校の中長期的なあり方について協議を行いました。第1回の協議を踏まえ、木本高校はサポート委員会（学校関係者評価委員会）、紀南高校は学校運営協議会で協議を進め、それぞれの学校が特色化・魅力化に取り組んでいます。

(1) 開催日

第1回（7月3日） 第2回（2月28日）

(2) 出された主な意見

- ・ 両校の活性化に向けた取組をより積極的に情報発信することが大切である。
- ・ 教育内容が魅力的であったり、両校に在籍する生徒や教員が子どもたちにとって魅力的な姿であったりすれば、県外や他地域への進学は止められると思う。
- ・ 両校の活性化と、将来的に統合するならどのような高校としていくのかという問題を、両輪として協議会を進めていくべきである。

(3) 今後の進め方

今年度の協議を踏まえて、次年度以降も協議を継続します。

II 高等学校生徒募集定員における公私比率等について

1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の設置

少子化の進行により今後の高等学校募集定員総数の大幅な減少が想定されることを踏まえ、平成25年6月に「三重県公立高等学校協議会」（以下、「公私協」という。委員名簿は別紙2のとおり。）のもとに「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」（以下、「部会」という。委員名簿は別紙3のとおり。）を設置し、中長期的な公立・私立の募集定員比率等について、4回にわたり検討を行いました。

2 部会の開催状況

第1回 平成25年6月4日（火）

今後の中学校卒業生数の推移予測、全日制高等学校募集定員の地区別公私比率等を資料として、公私比率等の検討に係る課題について意見交換を行いました。

第2回 平成25年9月20日（金）

今後の公私比率等の検討に係る課題について整理し、中長期的な公私比率等のあり方について意見交換を行いました。

第3回 平成25年11月14日（木）

中長期的な公私比率等のあり方について、公立高校と私立高校の設置状況が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を示すたたき台の案を事務局から提示して協議を行い、基本的な方向性が確認されました。

第4回 平成25年12月17日（火）

中長期的な公私比率等のあり方の方向性を地域ごとに示す考え方について、公立と私立の役割を踏まえてさらに検討し、公私協への提言事項をまとめました。

3 部会のまとめ（公私協への提言）

別紙4（「今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について」）のとおりです。

4 今後の対応

部会は、まとめ（「今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について」）を3月19日（水）に開催される公私協に提言します。

公私協は、部会からの提言を受けて、これを確認する協議を行い、協議結果を平成27年度以降の募集定員の策定に反映します。

平成25年度三重県公立高等学校協議会委員

環境生活部副部長

たなか いさお
田中 功

副教育長

まぶし としのり
真伏 利典

教育委員会次長

しろとり つなしげ
白鳥 綱重

宇治山田高等学校長

なかたに ふみひろ
中谷 文弘

上野高等学校長

ど ひ としはる
土肥 稔治

津東高等学校長

いわま ともゆき
岩間 知之

三重高等学校長

うない りゅういち
垂髪 隆一

高田高等学校長

うめばやし ひさたか
梅林 久高

皇學館高等学校長

なかむら たかし
中村 貴史

有識者(四日市大学教授)

いわさき ゆうこ
岩崎 祐子

有識者(皇學館大学非常勤講師)

さくらい ていこ
桜井 禎子

平成25年度 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会委員

No.		所 属 及 び 名 前
1	学識経験者	三重大学 教授 森脇 健夫
2	県立高等学校長代表	津東高等学校 校長 岩間 知之
3	県私学協会代表	海星中・高等学校 校長 西田 秀樹
4	公立小中学校長代表	桑名市立陵成中学校 校長 星野 邦隆
5	公立学校教員代表	津市立高茶屋小学校 教諭 枝松 かおり
6	私立学校教員代表	高田高等学校 教諭 芳川 賢史
7	県PTA連合会代表	会長 安藤 大作
8	私立学校保護者代表	私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 前川 賢一
9	市町等教育委員会代表	津市教育委員会 教育長 中野 和代
10	経済団体代表	百五銀行 相談役 飯田 俊司
11	県中小企業診断協会代表	会長 大竹 美光

今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について

平成25年12月20日
高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」は、三重県の高等学校生徒募集定員総数が近い将来に大きく減少することが予測される中、高校教育における公立と私立の役割を踏まえた中長期的な公立・私立の募集定員比率等のあり方について検討しました。

ここに、その結果を、三重県公立高等学校協議会（以下、「公私協」といいます。）に提言します。

1 高等学校生徒募集定員の策定

本県の高等学校の生徒募集定員は、公私協の場で、前年度および近年の中学校卒業者の進路状況の検証や、公立・私立高校の教育上の諸課題についての検討を行いながら、県民からの理解が得られるよう、年度ごとに策定されてきました。

全日制高等学校の生徒募集定員総数は、高校への進学を希望する中学生等の進路を保障するという観点を重んじながら、公立・私立双方が年度ごとにそれぞれの募集定員案を持ち寄って検討を行い、生徒の学校選択の幅がより広がるよう重なり部分を設けつつ、策定されています。

その結果、平成26年度の生徒募集定員は県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で、公私比率は78.0:22.2（重なり0.1%）※となりました。

年度ごとに中学校卒業生数が増減するなか、生徒募集定員は、今後もこれまでと同様に、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、公私協の場で年度ごとに協議を行い策定することが必要です。

※平成26年度の県内高校への入学見込者数 16,756人

県立高校の募集定員の比率 $13,065人 \div 16,756人 = 77.97\%$

私立高校の募集定員の比率 $3,715人 \div 16,756人 = 22.17\%$

重なる人数・比率 $(13,065人 + 3,715人) - 16,756人 = 24人$
 $24人 \div 16,756人 = 0.14\%$

2 県立高校と私立高校の役割と今後の公私比率等のあり方

県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えるため、双方がその役割を果たしています。具体的には、県立高校は県が県内の広域にわたり学校を設置し、教育サービスを保護者負担の面で受けやすくすること等により教育を受ける機会を保障するとともに、普通科のほか専門学科や総合学科を設置するなど、多様な選択を可能にしています。一方で私立高校は、国・地方公共団体以外の者が設置し、設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない特色ある教育活動を展開したり、併設中学校と中高一貫教育を実施したりするなど、個性豊かな教育活動を展開しています。

本県の中学校卒業生数は、今後大きく減少することが見込まれており、それに伴い高等学校生徒募集定員も減じていかなければならない状況にあります。県立高校については、県立高等学校活性化計画（平成25年3月）を踏まえ、学校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域の声を聞きながら引き続き検討を進めていくこと

が必要です。一方、私立高校については、今後の生徒減少を見越した経営改善に取り組む必要があります。このような状況のなか、県立高校と私立高校は、互いに切磋琢磨し、また協力し、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められます。

このことから、今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、中長期的な方向性を明らかにする必要があります。その際、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減および進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにすることが必要です。

なお、以下に示す今後の公私比率等の中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化の推進が図られているか等の観点から、5年後（平成30年度）を目途に再度、当部会等の場をあらためて設置し、検証を行います。ただし、状況に応じ、必要があれば、なお早期に実施することとします。

3 県内各地域における公私比率等の中長期的な方向性

(1) 桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域

桑名・四日市地域には全日制の県立高校が16校、私立高校が4校あり、鈴鹿・津地域には全日制の県立高校が14校、私立高校が3校あります。人口規模が大きく学校数が多いこれらの地域では、私立高校についても県内の約3分の2にあたる数の学校があり、県立高校にはない特色ある教育活動が展開されていて、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。これらの地域をあわせた公私比率は77.6:22.4（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率と大きく変わりません。近年の入学状況をみると、私立高校で比較的大きな欠員が生じています。

中学校卒業生数はここ数年増減を繰り返してきており、募集定員が増加した学校もありましたが、今後は減少傾向にあり、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられます。その際、当面は現状の学校数のまま、一部の学校の募集定員が減じられることが考えられます。

こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員については、公私の比率として、県立高校の比率が現在よりもやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(2) 松阪地域

この地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は68.2:31.8（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立が低く、私立が高くなっています。近年の入学状況をみると、公私ともに大きな欠員は生じていません。今後の中学校卒業生数は、県内の他の地域と異なり、減少幅が比較的小さいと予測されています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(3) 伊勢地域

この地域には全日制の県立高校が9校、私立高校が2校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は74.7:25.3（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立がやや低く、私立がやや高くなっています。近年の入学状況を見ると、県立高校で多くの欠員が生じています。今後は、中学校卒業生数の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が大きく進むと考えられることから、県立高校の適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(4) 伊賀地域、尾鷲・熊野地域

伊賀地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私比率は87.9:12.1（平成26年度募集定員）です。尾鷲・熊野地域には、県立高校が3校で、私立高校はありません。これらの地域では、県立高校が高校教育の中の大きな部分を担っていることから、1校の中に普通科と専門学科を設置したり、普通科を総合学科に改編したりすること等により、高校教育の多様な選択肢を保障してきました。近年の入学状況を見ると、県立高校（伊賀地域、尾鷲・熊野地域）と私立高校（伊賀地域）ともに、欠員が生じています。今後は、中学校卒業生の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられることから、伊賀地域と熊野地域では高校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、これらの地域の今後の募集定員は、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き中学生等の進路を保障するという観点を重視しつつ、策定される必要があります。その際、これらの地域では、公立が高い比率（伊賀地域）またはすべて（尾鷲・熊野地域）を占めている現状があることから、公私比率が現在と大きく変わらないように、定員策定がなされていくと考えられます。こうした中で、主に県立高校が、高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図るとともに、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備を進めていく必要があります。

4 公私双方による高校教育充実のための取組

県立高校と私立高校は、今後ともに、高校教育の多様な選択肢をできる限り維持し、学校の一層の特色化・魅力化をさらに進める必要があります。そのために、募集定員の策定、高校入学者選抜がより適切な制度および運用となるための検討に加え、教育上の諸課題の共有、教育内容の改善等について、引き続き公私協の場で協議を進めることが必要です。

<参考1>

平成26年度募集定員（全日制）における各地域別の学校数・募集定員・公私比率など

●桑名・四日市地域

学校数 県立高校 16校：私立高校 4校

募集定員 県立高校 4,600人：私立高校 1,220人＝79.0：21.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校2人：私立高校3校253人

●鈴鹿・津地域

学校数 県立高校 14校：私立高校 3校

募集定員 県立高校 3,760人：私立高校 1,200人＝75.8：24.2

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校11人：私立高校2校64人

●松阪地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,200人：私立高校 560人＝68.2：31.8

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校19人

●伊勢地域

学校数 県立高校 9校：私立高校 2校

募集定員 県立高校 1,665人：私立高校 565人＝74.7：25.3

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校5校101人

●伊賀地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,240人：私立高校 170人＝87.9：12.1

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校29人：私立高校1校78人

●尾鷲・熊野地域

学校数 県立高校 3校：私立高校 0校

募集定員 県立高校 600人：私立高校 0人＝100.0：0.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校49人

●県全体

学校数 県立高校 54校：私立高校 11校

募集定員 県立高校13,065人：私立高校 3,715人＝77.9：22.1（※）

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校17校211人：私立高校6校395人

※ 平成26年度の県内高校への入学見込者数である16,756人に対する公私比率は、公：私＝78.0：22.2（重なり0.1%）となる。

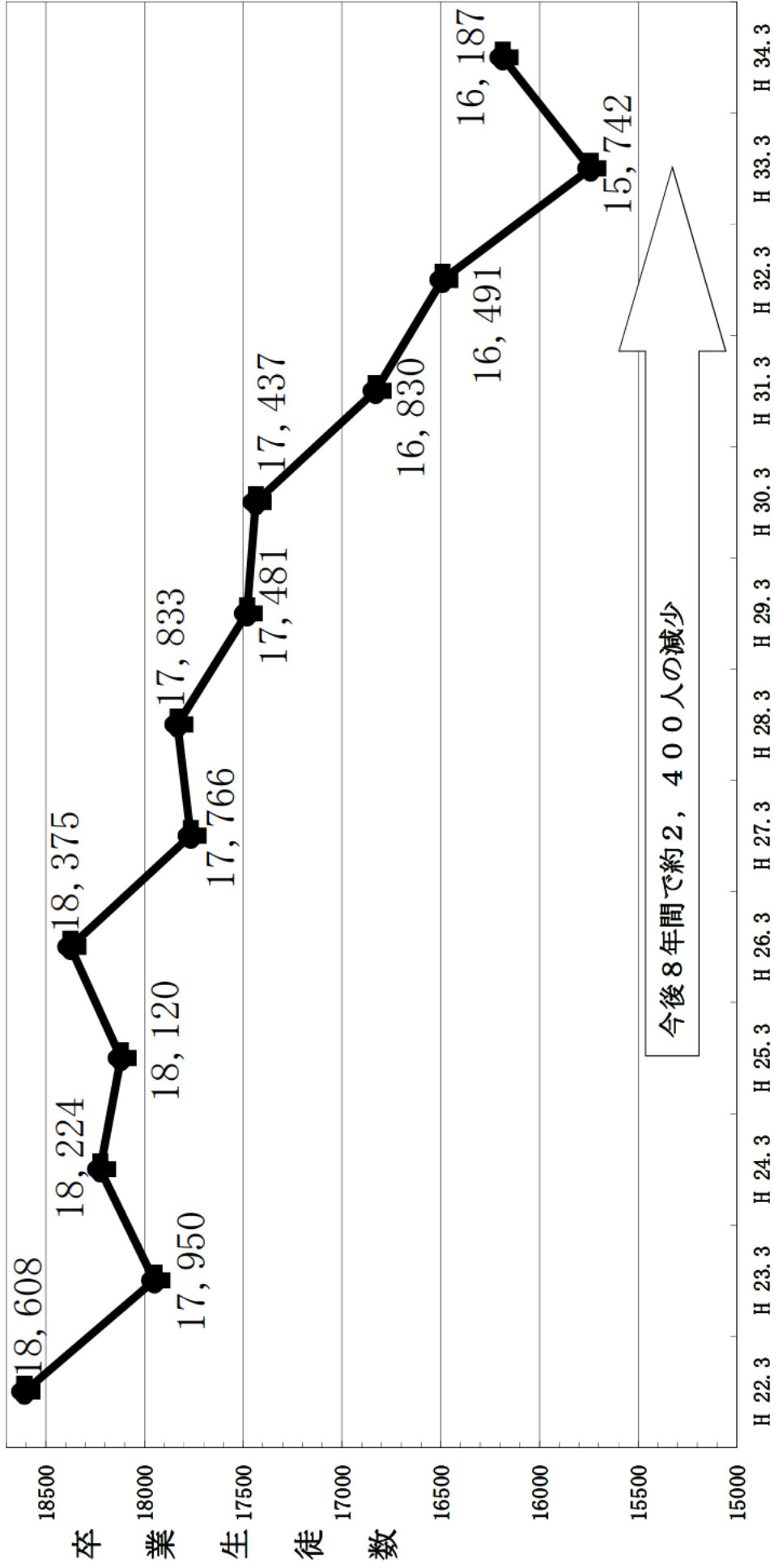
※ 愛農学園農業高校・日生学園第二高校・ウィッツ青山学園高校を含まない。
この3校を含んだ募集定員の公私比率は、公：私＝76.8：23.2（H24文科省統計）となる。

三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増)

＜参考2①＞

平成25年5月1日調査

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ

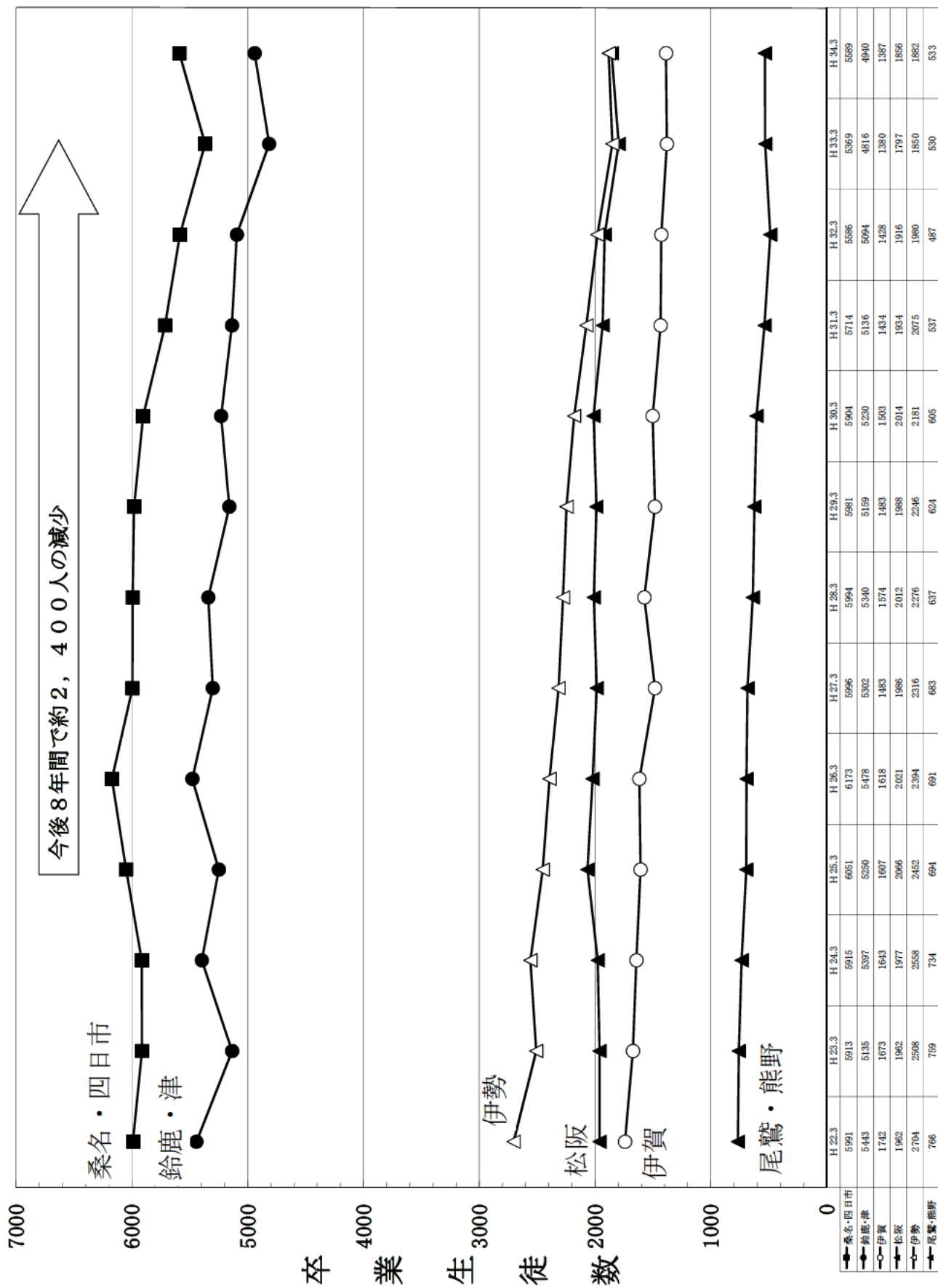


三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増・地域別)

平成25年5月1日調査

<参考2②>

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ



3 教員の資質向上について

平成22年12月に策定した「三重県教育ビジョン」では、「教員養成」「採用」「研修」を相互に関連づけて、総合的な視点から教員の資質の向上に向けた取組を進めることとしています。平成24年度三重県教育改革推進会議では、「授業力の向上」という観点から教員の資質の向上について審議し、「研修・人材育成」を中心に基本的な考え方や重点的な取組事項がまとめられました。

これらを踏まえ、「三重県教育ビジョン」の取組方向に沿って教員の資質の向上が着実に図られるよう、方策の体系とその取組方向を「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）（案）」【別添資料2】として、平成25年度末を目途にとりまとめます。その主な内容は次のとおりです。

1 現状と課題（P2～P3）

- 学力向上、いじめ・不登校への対応等、学校教育が抱える課題は多様化・複雑化しています。
- 経験豊かな教員の大量退職が見込まれ、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の育成が必要となっています。
- 教育現場に時間的余裕がなくなり、職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」が薄れる一方で、他の教員や関係機関等と連携・協働して教育活動に取り組む必要性が高まっています。

2 基本的な考え方（P3～P4）

- (1) 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員を、「教員養成」「採用」「研修」を相互に関連づけた総合的な視点から計画的に育成します。
- (2) 市町教育委員会や大学等教員養成機関との連携を一層強化します。
- (3) 教員がライフステージごとに求められる力を踏まえ、授業力の向上を最も重視し、研修等を実施します。また、教員が可能な限り学校もしくは学校に近い地域で研修等を受けられるよう、研修のあり方を改善します。

【ライフステージごとに求められる力】

- | | |
|---------|---|
| ■若手教員 | 学習指導力、生徒指導力、外部連携力、組織参画力 |
| ■中堅教員 | 教科専門性、領域専門性、企画立案力、後進指導力 |
| ■ベテラン教員 | 高度な教科専門性、高度な領域専門性、
確かな企画立案力、豊かな後進指導力 |
| ■管理職 | 学校経営力、外部交渉力、人材育成力、高い識見 |

3 主な内容

(1) 教員養成 (P5~P6)

ア 大学等教員養成機関との連携強化

学校現場をよりよく理解し、求める資質を有する大学生等が本県の教員を目指すよう、教員として働く魅力を積極的に発信するとともに、教員養成段階での教育内容の充実に向けて、大学等教員養成機関との連携・協働の拡充を進めます。

(2) 採用 (P7~P8)

ア 教員採用の仕組みと方法の改善

教員採用選考試験において、人間性や教育に対する情熱と使命感をより重視した選考ができるよう、適切な仕組み・方法へ改善するとともに、多様な経験や力を持つ人材を積極的に採用します。

イ 教員採用選考試験合格者が学校現場で円滑に教育活動を始めるための取組

教員採用選考試験合格者を対象に、任用前であることに十分配慮しながら、求められる力や心構え等を身につけるための採用前研修等を行います。

(3) 研修 (P9~P18)

ア ライフステージごとに求められる力の育成

教員がライフステージごとに求められる力を確実に身につけられるよう、体系的、系統的、効果的に研修を実施します。また、講師の資質向上等を図ります。

■若手教員

学び続ける教員としての基礎を確立できるよう、初任から教職経験11年目にわたる研修の仕組みを整えます。

■中堅・中核教員

教職経験11年を経過した者を対象とした研修のあり方を検討し、校内研修や学校マネジメントを進める教員に対する研修の充実、各教科や様々な教育課題についての専門性を高めるための研修の改善を図ります。

■ベテラン教員

ベテラン教員の企画力・指導力の充実を図るため、その職務や職能に応じた研修の充実を図ります。

■管理職

管理職のマネジメント力の向上を図るため、研修プログラムの改善を進めます。

イ 授業力の向上を重視した研修等の充実

小中学校においては、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を創造できるよう、授業改善のためのモデルの普及・啓発、学力向上アドバイザー等の派遣体制の充実を図ります。

学校ごとに課題が大きく異なる高等学校では、課題に対応する効果的な指導方法の研究・実践を進めるとともに、大学等と連携した指導力の向上を図ります。

特別支援学校では、発達障がいを含む複数の障がい種に対応するための教員の専門性の向上を進めます。

ウ ○J Tの活性化・校内研修体制の確立

校内研修を含む○J Tがより活発に行われるよう、校長のマネジメント力の向上や、授業研究を中心とした校内研修を企画運営できる人材の育成を進めます。

エ 研修のあり方の継続的な改善

研修の成果が県内すべての学校へ普及し、授業改善につながるよう、実践交流会等を開催するとともに、研修終了後のアンケート等を効果的に実施します。また、学校もしくは学校に近い地域で研修が進められるよう市町教育委員会および関係機関と連携・協働を図るとともに、有識者等による研修効果の検証と内容改善のための仕組みを構築します。

オ 学校の組織運営体制の確立

主幹教諭や指導教諭の配置について検討を進めるとともに、各学校で中核となって取組を進める人材を育成します。また、学校関係者評価を行う関係者対象の研修の充実や、専門家の学校への派遣等により、教育活動の質の向上を図ります。

4 「平成25年度学校防災取組状況調査」結果の概要について

1 目的

県内の学校の防災教育及び防災対策の取組状況を継続的に把握し、今後の学校防災の取組を一層推進することを目的に調査しました。

2 調査概要

平成23年度、24年度に引き続き、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」に挙げた主な課題に対して、平成25年度（平成25年4月から平成26年3月末まで）の学校の取組状況（実施見込みを含む）を調査しました。

質問数は、昨年度と同じ28項目です。

3 調査対象

県内の公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校637校

- ・公立小中学校（小学校389校、中学校164校）
- ・県立高等学校（全日制55校、定時制13校）
- ・県立特別支援学校（16校）

※通信制2校については参考調査とし、調査結果に反映しない。

4 調査の時点

小中学校：平成26年2月14日現在

県立学校：平成26年2月17日現在

5 調査結果のポイント（調査結果の主なものは別紙のとおり）

（1）学校防災リーダーを中心とした、防災教育・防災対策の推進状況（別紙-1）

平成24年度、25年度の2年間で養成した学校防災リーダーが、全ての学校で防災教育・防災対策を推進しています。

今後も、校内の推進体制の構築や校内研修の持ち方等の研修、より実践的な防災学習を実施するための演習、他の市町との情報交換等の研修会を実施することにより、学校防災リーダーのスキルアップを図っていきます。

（2）災害発生時別の教職員の役割分担の決定状況（別紙-7）及び登下校中の災害時における避難の仕方の指導状況（別紙-8）

災害発生時別の教職員の役割分担を決めている学校の割合は、「授業中」100.0%（前年度99.4%）、「休憩時間や放課後」94.8%（前年

度 93.4%)、「登下校中」72.8% (前年度 72.7%)、「校外学習中」74.1% (前年度 73.3%) となっています。

また、登下校中に災害が発生した場合の避難の仕方については、93.9% (前年度 93.8%) の学校で指導されていますが、徒歩、公共交通機関、スクールバス等の通学方法に応じた指導を行うことが重要です。

様々な状況を想定し、教職員の役割分担と児童生徒の指導が行われるよう、学校や市町教育委員会に要請していきます。

(3) 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数（別紙-11）

防災に関する訓練については全ての学校で実施され、実施回数は1校あたりの平均が3.79回（前年度3.62回）に増えています。

その内容としては、「地震・津波訓練」が2.93回（前年度2.92回）と最も多く、次いで「火災避難・消火訓練」が1.88回（前年度2.00回）、「救命応急手当訓練」が0.96回（前年度0.98回）となっています。

「火災避難・消火訓練」と「救命応急手当訓練」は減少の傾向にあります。

「図上・避難所運営訓練」は、0.28回（前年度0.26回）と少し増えています。

今後も学校防災技術指導員を派遣して支援する他、県や市町の防災部局や大学等との連携を強化し、学校からの支援の要望に応える支援体制の構築に努めていきます。また、これらの専門的なスキルを要する訓練が学校独自で実施できるよう、学校防災リーダーのスキルアップを目的とした実践的な研修の機会を設けます。

(4) 防災学習の実施状況（別紙-12）

防災学習は、「防災を内容とした講話」が95.9%（前年度95.9%）、「各教科における学習」が71.1%（前年度70.8%）、「ビデオ、CD、DVDを用いた学習」が56.5%（前年度55.5%）の学校で行われています。

体験型の学習は、「防災啓発車による地震体験」が26.5%（前年度28.7%）、防災タウンウォッチングが23.2%（前年度21.4%）、防災マップ作成が19.9%（前年度20.0%）となっています。これらについても、「図上・避難所運営訓練」同様に、指導者には専門的なスキルが必要になるため、訓練同様に指導員の派遣、防災関係諸機関との連携と協力、学校防災リーダーのスキルアップにより、指導者の確保を図ります。

(5) 県教育委員会が作成した「防災ノート」の活用状況（別紙-13）

今年度、全ての学校で「防災ノート」を活用した防災学習が行われています。活用方法としては、特別活動や総合的な学習の時間に防災学習の教材として活用した学校が79.0%と最も多く、次いで、避難訓練等の事前・事後の指導のために活用した学校の72.1%です。家庭への防災啓発の材料として活用した学校は23.5%と少ないのが現状です。

県教育委員会では、「防災ノート」がより活用しやすいものになるよう、改訂に向けた見直しや学年別到達目標の設定、指導者用ノートの作成等に取り組んでいます。今後も、学校での「防災ノート」の活用、家庭や地域と連携した防災教育の取組が進むよう、働きかけていきます。

(6) 地域と連携した防災の取組の実施状況（別紙-14）

地域と連携した防災の取組を実施した学校は73.2%（前年度64.9%）と年々増加しています。

連携先は、自主防災組織または自治会が65.9%（前年度40.4%）、消防が50.0%（前年度33.2%）、市町の防災担当課が47.2%（前年度33.2%）と、いずれも前年度と比べて大きく上昇し、地域と連携して防災に取り組む学校が増えています。

連携の内容で見ると、防災訓練が72.5%（前年度68.5%）と増えたのに対し、防災学習は49.8%（前年度52.6%）、防災に関する会議37.3%（前年度42.1%）と減少しています。訓練だけでなく、防災学習の実施や防災について話し合う会議の開催により、地域と連携するよう働きかけていきます。

また、学校の防災に関する計画を保護者や地域へ公開している学校は40.9%（前年度36.5%「別紙-3」より）と進んでいません。学校や地域の行事を通じた周知やホームページへの掲載などを、学校や市町教育委員会に要請していきます。

(7) 校内の備品等の転倒落下防止対策の状況（別紙-16）及び校内のガラス飛散防止対策の状況（別紙-17）

備品等の転倒落下防止対策については、「すべてできている」と回答した学校は24.2%（前年度15.6%）と増えました。ガラスの飛散防止対策についても、「すべてできている」と回答した学校は16.2%（前年度15.1%）と増えています。

児童生徒及び教職員の安全確保のため、確実に全ての学校で備品等の転倒落下防止対策及びガラスの飛散防止対策が行われるよう、学校や市町教育委員会に呼びかけていきます。

(8) 児童生徒のために使える備蓄の状況（別紙-18）

水 57.8%（前年度 51.8%）、食料 63.3%（前年度 57.3%）、簡易トイレ 67.3%（前年度 60.5%）、発電機 69.9%（前年度 67.9%）、毛布 66.2%（前年度 64.6%）、投光器等の照明器具 65.8%（前年度 61.9%）と、全ての項目について前年度を上回りました。

学校や市町教育委員会に対し、更なる備蓄品の充実を呼びかけていきます。

6 今後の対応

平成24年度、25年度は、県教育委員会が実施する学校防災リーダー養成事業や学校防災支援事業等に加え、市町教育委員会や各学校が実施する防災教育に関する取組により、学校における防災教育の充実を図りました。

また、小中学校防災機能強化補助金や県立学校への防災資機材の整備により、防災機能の強化も図りました。

今回の調査結果のうち、取組や対策が十分とは言えないものについては、県や市町の防災部局及び大学等の防災関係機関や市町教育委員会と連携し、学校における防災教育・防災対策の取組を充実させていきます。

なお、本調査は毎年度継続して実施し、学校の取組状況の進捗を把握することで、必要な対策を講じていきます。

「平成25年度学校防災取組状況調査」結果（主なもの）

1 学校防災リーダーを中心とした、防災教育・防災対策の推進状況

○ 推進している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.7%	100.0%

2 学校の防災に関する計画の見直し状況

○ 見直しをした学校の割合

※ 「学校の防災に関する計画」とは、消防法に基づく「消防計画」、学校保健安全法に基づく「学校安全計画」および「危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）」等をいう。

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	100.0%	100.0%
平成23年度	99.5%	100.0%

3 学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況

○ 公開している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	40.9%	26.2%
平成24年度	36.5%	26.2%
平成23年度	—	—

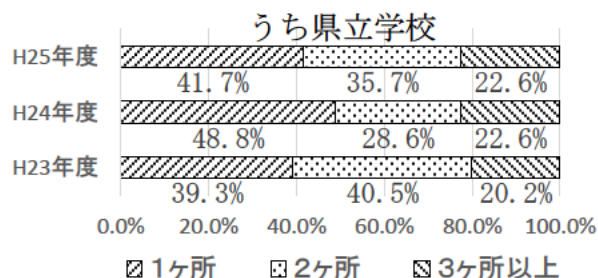
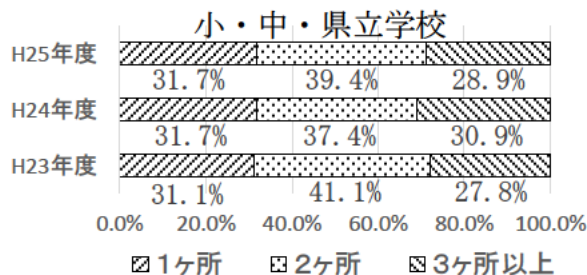
4 ハザードマップ等の確認状況

○ 確認した学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	97.5%	100.0%
平成23年度	96.7%	100.0%

5 災害に対する避難場所の決定状況

○ 学校が決められている避難場所の数



6 災害時や気象警報等発表時の対応に関する、保護者への周知の状況

○ 保護者に周知している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	100.0%	100.0%
平成23年度	99.2%	100.0%

7 災害発生時別の教職員の役割分担の決定状況

○ 役割分担の決定状況

ア 授業中

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.4%	100.0%
平成23年度	91.3%	100.0%

イ 休憩時間や放課後

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	94.8%	89.3%
平成24年度	93.4%	81.0%
平成23年度	83.2%	82.1%

ウ 登下校中

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	72.8%	52.4%
平成24年度	72.7%	44.0%
平成23年度	55.4%	39.3%

エ 校外学習中（部活動含む）

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	74.1%	57.1%
平成24年度	73.3%	53.6%
平成23年度	55.3%	50.0%

8 登下校中の災害時における避難の仕方の指導状況

○ 指導している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	93.9%	75.0%
平成24年度	93.8%	78.6%
平成23年度	89.9%	75.0%

9 災害発生後、安全が確認された場合における、児童生徒の引き渡しに関する保護者への周知の状況

○ 引き渡しを計画している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	91.1%	73.8%
平成24年度	88.1%	58.3%
平成23年度	82.0%	46.4%

○ 保護者に周知している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	89.0%	50.0%
平成24年度	81.7%	35.7%
平成23年度	77.8%	34.5%

10 様々な支援を必要とする児童生徒への対応の決定状況

○ 対応について決めている学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	80.4%	34.5%
平成24年度	75.0%	31.0%
平成23年度	—	—

11 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数

○ 実施回数の平均（1校あたり）

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	3.79回	2.62回
平成24年度	3.62回	2.44回
平成23年度	3.37回	2.32回

○ 内容別実施回数の平均（1校あたり）

ア 地震・津波避難訓練

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	2.93回	1.85回
平成24年度	2.92回	1.82回
平成23年度	2.54回	1.57回

ウ 風水害避難訓練

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	0.13回	0.10回
平成24年度	0.13回	0.05回
平成23年度	0.12回	0.05回

オ 図上・避難所運営訓練

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	0.28回	0.15回
平成24年度	0.26回	0.14回
平成23年度	0.17回	0.20回

キ その他

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	0.16回	0.21回
平成24年度	0.13回	0.27回
平成23年度	0.09回	0.10回

イ 火災避難・消火訓練

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	1.88回	1.75回
平成24年度	2.00回	1.93回
平成23年度	2.23回	2.26回

エ 救命応急手当訓練

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	0.96回	0.68回
平成24年度	0.98回	0.61回
平成23年度	0.83回	0.60回

カ 引渡し訓練

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	0.41回	0.10回
平成24年度	0.40回	0.08回
平成23年度	0.39回	0.06回

12 防災学習の実施状況

ア 防災を内容とした講話

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	95.9%	90.5%
平成24年度	95.9%	97.6%
平成23年度	93.0%	92.9%

ウ ビデオ、CD、DVDを用いた学習

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	56.5%	38.1%
平成24年度	55.5%	40.5%
平成23年度	36.0%	21.4%

オ 防災タウンウォッチング

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	23.2%	4.8%
平成24年度	21.4%	6.0%
平成23年度	14.0%	4.8%

キ 災害経験者の体験談

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	8.9%	9.5%
平成24年度	20.0%	6.0%
平成23年度	12.9%	16.7%

ケ その他

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	11.1%	19.0%
平成24年度	7.2%	9.5%
平成23年度	7.8%	9.3%

イ 各教科における防災に関する内容の学習

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	71.1%	23.8%
平成24年度	70.8%	15.5%
平成23年度	55.7%	15.5%

エ 防災啓発車による地震体験

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	26.5%	23.8%
平成24年度	28.7%	21.4%
平成23年度	24.7%	31.0%

カ 防災マップ作成

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	19.9%	8.3%
平成24年度	20.0%	4.8%
平成23年度	12.0%	2.4%

ク 防災イベント（防災ウォークラリー等）

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	10.0%	2.4%
平成24年度	11.5%	8.3%
平成23年度	7.3%	3.6%

13 県教育委員会が作成した防災ノートの活用状況

○ 防災ノートを活用した学校

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	98.3%	96.4%

○ 活用方法

ア 防災学習の教材として

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	79.0%	51.2%
平成24年度	—	—

イ 避難訓練等の事前・事後の指導のため

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	72.1%	53.6%
平成24年度	—	—

ウ 防災啓発の材料として

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	23.5%	23.5%
平成24年度	—	—

エ その他

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	2.2%	8.3%
平成24年度	—	—

14 地域と連携した防災の取組の実施状況

○ 地域と連携した取組を実施した学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	73.2%	59.5%
平成24年度	64.9%	52.4%
平成23年度	55.9%	52.4%

14-1 連携先

ア 自主防災組織または自治会

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	65.9%	46.0%
平成24年度	40.4%	16.7%
平成23年度	31.1%	15.5%

イ 消防

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	50.0%	56.0%
平成24年度	33.2%	32.1%
平成23年度	29.8%	34.5%

ウ 市町の防災担当課

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	47.2%	44.0%
平成24年度	33.2%	26.2%
平成23年度	22.5%	25.0%

エ その他

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	41.8%	20.0%
平成24年度	31.2%	8.3%
平成23年度	22.5%	19.0%

14-2 連携の内容

ア 防災学習

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	49.8%	48.0%
平成24年度	52.6%	50.0%
平成23年度	30.0%	25.0%

イ 防災訓練

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	72.5%	68.0%
平成24年度	68.5%	65.9%
平成23年度	35.6%	34.5%

ウ 防災会議

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	37.3%	36.0%
平成24年度	42.1%	36.4%
平成23年度	18.6%	15.5%

エ その他

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	7.5%	14.0%
平成24年度	7.0%	11.4%
平成23年度	4.3%	2.4%

15 学校が避難所に指定されている状況

○ 避難所に指定されている学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	91.4%	76.2%
平成24年度	91.9%	77.4%
平成23年度	92.4%	77.4%

15-1 学校が避難所になった際の対応の状況

○ 避難所に指定されている学校のうち、学校が避難所になった際の対応を明確にしている学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	73.7%	67.2%
平成24年度	68.4%	60.0%
平成23年度	55.5%	55.4%

15-2 避難所運営に関する学校と自主防災組織、市町の防災担当課等との協議または訓練の実施状況

○ 避難所に指定されている学校のうち、協議または訓練を行った学校の割合

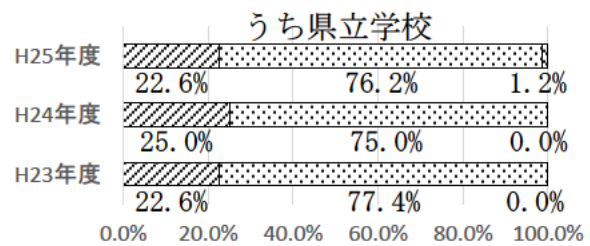
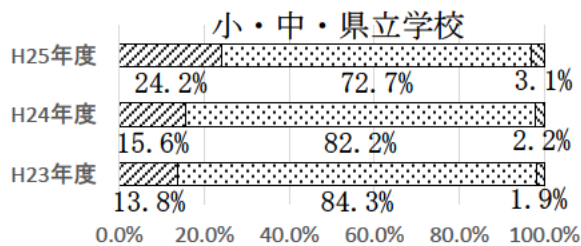
	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	47.3%	40.6%
平成24年度	43.6%	38.5%
平成23年度	32.9%	35.4%

15-3 休日・夜間において、学校が避難所になる際の、鍵の解錠者の状況

○ 鍵の解錠者を決めている学校の割合

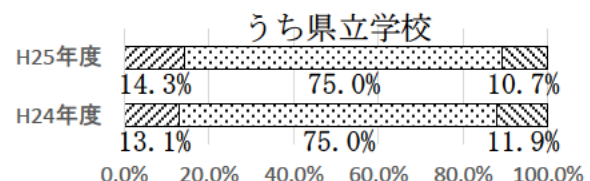
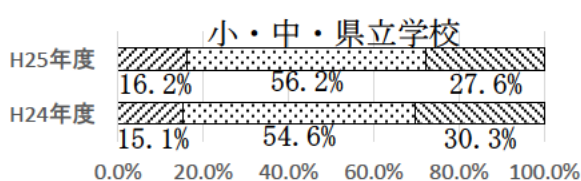
	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成25年度	98.3%	100.0%
平成24年度	98.1%	100.0%
平成23年度	96.8%	100.0%

16 校内の備品等の転倒落下防止対策の状況



☑すべてできている ☐一部できている ☒まったくできていない ☑すべてできている ☐一部できている ☒まったくできていない

17 校内のガラス飛散防止対策の状況



☑すべてできている ☐一部できている ☒まったくできていない ☑すべてできている ☐一部できている ☒まったくできていない

18 児童生徒のために使える備蓄の状況

ア 水

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	57.8%	81.0%
平成24年度	51.8%	61.9%
平成23年度	51.2%	42.9%

ウ 簡易トイレ

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	67.3%	100.0%
平成24年度	60.5%	100.0%
平成23年度	53.7%	100.0%

オ 毛布

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	66.2%	100.0%
平成24年度	64.6%	100.0%
平成23年度	55.6%	56.0%

イ 食料

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	63.3%	76.2%
平成24年度	57.3%	63.1%
平成23年度	53.0%	40.5%

エ 発電機

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	69.9%	100.0%
平成24年度	67.9%	100.0%
平成23年度	54.3%	100.0%

カ 投光器等の照明器具

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	65.8%	100.0%
平成24年度	61.9%	100.0%
平成23年度	—	—

19 情報収集・情報伝達の手段の導入状況

ア 防災無線

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	84.5%	40.5%
平成24年度	82.5%	42.9%
平成23年度	—	—

ウ 災害時優先電話

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	58.4%	39.3%
平成24年度	—	—

オ 緊急地震速報システム

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	79.3%	100.0%
平成24年度	76.0%	100.0%
平成23年度	—	—

イ 衛星携帯電話

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	7.1%	100.0%
平成24年度	6.2%	13.1%
平成23年度	—	—

エ トランシーバー

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	23.5%	29.8%
平成24年度	—	—

カ その他

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成25年度	29.5%	20.2%
平成24年度	35.7%	29.8%
平成23年度	—	—

5 包括外部監査結果（教育委員会関係）について

I 平成24年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応結果について

1 実施テーマ等

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ①土地・建物等の取得は、有効性、効率性、経済性等が十分に考慮されているか。
- ②土地・建物台帳等が整備され、土地・建物等が適切に管理されているか。
- ③土地・建物等の貸付（普通財産）、使用許可（行政財産）は、合理的かつ適法に行われているか。
- ④土地・建物等は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物等が適切に把握され、有効利用、用途変更及び売却等が適切に図られているか。
- ⑤保有建物等について適切に把握され、運営維持費用、耐震化対策を含む大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。
- ⑥土地・建物等の処分は、法令・規則等に従い適正に行われているか。

2 対応結果（別紙1参照）

教育委員会関係につきましては、次の事務が監査を受け、結果が2件、意見が2件、合計4件の指摘がありました。指摘された事項について、是正が可能なものは、平成24年度中に必要な措置を講じました。また、対応に時間を要する指摘については、引き続き改善に向けて検討していきます。

今後も措置を講じた事項の改善状況を確認するとともに、教育財産の管理について、適正な事務の執行に取り組んでいきます。

監査を受けた事務	施設数	結果	意見
学校施設課における 教育財産の管理 (県立学校)	77 (高等学校 62 特別支援学校 15)	1件 (1件)	0件
福利・給与課における 教育財産の管理 (教職員住宅等)	23	1件 (1件)	2件 (1件)

※（ ）の数字は、対応済み及び改善に着手した件数です。

注1：「結果」とは、法令、規則に従い適切に処理されていない、また効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの

注2：「意見」とは、「結果」以外に検討を要すべきと監査人が認める事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「結果」に含めることが妥当でないもの

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
Ⅹ 教育委員会事務局		
2. 学校施設課における教育財産の管理について		
① 教育財産台帳の価格誤りについて【結果】		
<p>7. 台帳価格の按分計算誤り 伊勢高等学校普通教育棟等新築工事の建設工事請負契約書などの関係書類の金額は3億5,877万円であった。当該工事は普通教室棟及び渡り廊下で構成されていたため、「完成報告書」の作成にあたり、工事内訳を教育財産の区分別に算出するために、営繕課において台帳価格の按分計算を行ったところ、その計算過程に誤りがあったため、教育財産台帳には合計3億7,671万円と1,794万円過大に記録されていた。</p> <p>4. 「完成報告書」の記載誤り 鳥羽高等学校の電灯、弱電設備は、教育財産台帳には1億1,311万円で記録されていたが、建設工事請負契約書などの関係書類での金額は1,311万円となっており、1億円の過大計上となっていた。</p> <p>これらの誤りは、台帳価格の按分計算が正確であるか、「完成報告書」の内容が正確かという観点での相互チェックができていなかったことにより発生したとのことである。 学校施設課においては、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完成報告書」のみならず、工事完了を証し、当該工事全体の契約金額を示した「完成認定書」を入手して、「完成報告書」が示す工事内訳の金額の合計と一致していることを確かめたうえで、教育財産台帳に記録すべきである。</p>	<p>教育財産台帳の価格誤りについては、平成24年11月30日に訂正を行いました。 平成24年度分以降は、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完成報告書」のみならず、工事全体の契約金額を示した「完成認定書」を入手し、双方の金額を確認したうえで、教育財産台帳に記録することとしました。</p>	教育委員会事務局
3. 福利・給与課における教育財産の管理について		
① 教育財産台帳への取り壊しの整理漏れについて【結果】		
<p>旧南島高等学校の職員住宅は、平成20年2月に完成検査に合格し、営繕課から取壊し工事の完了報告が提出されていたが、平成23年度末の教育財産台帳に8,336万円で記録されたままであった。 当該台帳の整理もれは、担当者が公有財産管理システムへ取壊しの登録を失念していたという単純なものであるため、「完成認定書」の決裁の後に公有財産管理システムへ変更入力を行った結果を副務者が確認するとともに、年度末において、教職員住宅を管理している各県立学校と連携して、公有財産管理システムの内容を再度確認すべきである。</p>	<p>旧南島高等学校の教職員住宅については、平成24年8月29日教育財産台帳に取壊し入力を行いました。 今後も、教職員住宅を管理している各県立学校と連携して、変更入力漏れの無いよう徹底を図っていきます。</p>	教育委員会事務局

<p>② 公立学校共済組合への譲渡代金の支払について【意見】</p> <p>平成23年度末の20年国債利回り1.752%が譲渡代金の支払が完了するまで一定と仮定し、1.752%が支払利率であるとして利息予定額を計算した場合、平成24年度以降の支払予定額との差額は約1億7千万円と試算される。</p> <p>近年の財政悪化による県税収入の減少等、財政状況が逼迫していることを鑑みれば、現行と比較して著しく高い金利水準の譲渡契約については、利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。</p>	<p>利払い額の圧縮について、平成24年度から関係部局等と協議を行っています。今後も引き続き協議していきます。</p>	<p>教育委員会 事務局</p>
<p>③ 投資不動産方式による教職員住宅等の台帳管理について【意見】</p> <p>②で記載のとおり、投資不動産方式による教職員住宅等の土地及び建物の所有権は、譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになり、譲渡代金の支払が完了するまでの20年間は県に所有権は移転されない。</p> <p>所有権が移転されない場合、教育財産台帳に登録されず、譲渡契約締結から20年間は台帳による管理対象外となってしまう。</p> <p>投資不動産方式による教職員住宅等の土地及び建物の維持、修繕のための費用等は県の負担とされているため、教育財産と同様の管理を行っている状況にある。</p> <p>したがって、投資不動産方式による教職員住宅等については、教育財産に準じて、別途台帳管理する必要があると考えられる。</p> <p>このことについては、「第3 外部監査の結果－総括的意見－」において、監査人の意見を記載している。</p>	<p>総務部長通知「借受財産の適正な管理について」(平成25年1月8日付け総務第09-126号)に基づき、平成25年2月28日付け借受財産台帳を作成し、管理を行っています。</p> <p>また、借受財産台帳については、同通知に基づき、総務部管財課の一部を提出しました。</p>	<p>教育委員会 事務局</p>

Ⅱ 平成25年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応方針について

1 実施テーマ等

（1）実施テーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

（2）監査の主な要点

- ① 防災・減災等事業に関する事務の執行の合规性
 - ・防災・減災等事業に関する事務について、県の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
 - ・防災・減災等事業に関する事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- ② 防災・減災等事業に関する事務の有効性・効率性・経済性
 - ・防災・減災等事業に関する事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2 監査結果の概要と対応方針（別紙2参照）

教育委員会関係につきましては、次の事業が監査を受け、意見として5件の指摘がありました。

指摘された事項については、対応方針のとおり、適切な措置を講じていきます。

監査を受けた事業	結果	意見
学校防災推進事業	0件	0件
学校防災機能強化事業	0件	3件
学校施設の耐震化推進事業	0件	2件

注1：「結果」とは、法令、規則に従い適切に処理されていない、また効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの

注2：「意見」とは、「結果」以外に検討を要すべきと監査人が認める事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「結果」に含めることが妥当でないもの

平成 25 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
V 教育委員会事務局		
1. 学校防災機能強化事業について		
① 備蓄品在庫の管理状況について（意見）		
<p>県は、孤立想定地区に所在する県立学校に水・食料の備蓄や衛星携帯電話の整備等を行い、平成 24 年度に当該学校の全ての整備が完了した。これらの備蓄品については、県として整備した物品の一覧は把握しているものの、その後の在庫管理面での活動は特段行われておらず、各学校の管理に一任している状況である。</p> <p>仮に備蓄品の管理が不十分だった場合、本来果たすべき学校防災の機能が満たされない。したがって、整備した備蓄品に対して、県として一定の在庫管理体制を整備することが求められる。また、各学校の良好な管理方法を、県が他の学校にも展開するような活動を行うことが、より望ましいと考えられる。</p>	<p>整備した備蓄品の在庫管理体制を構築するために、適切な管理を行っている高校をもとに、マニュアル化等を行い、他の学校でも展開できるように指導を行っていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
② 非常用発電機に使用するガソリンの備蓄について（意見）		
<p>県は非常用発電機及び携行缶を県立学校に配備し、燃料については各校により調達されている。ガソリンをはじめとした燃料に関しては、取扱に十分に配慮しないと火災を発生させる危険性が非常に高く、不注意が事故につながるおそれがある。</p> <p>各校がガソリンをどのように備蓄、管理しているかを県として調査、把握する必要性があるとともに、一定数量を超えて備蓄する場合には、消防署長への届出が必要など、消防法等関連法規を遵守して適切に備蓄、管理するように指導する必要があると考える。</p>	<p>各校のガソリンの備蓄、管理状況について調査、把握するとともに、所管の消防署と協議するなどして適切な備蓄管理をするよう指導していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
③ 学校防災機能強化事業に対する普及啓発活動と市町の動向把握について（意見）		
<p>当該事業の負担金、補助及び交付金（以下「補助金等」）について、当初予算額に対する決算額の減少が大きい状況となっている。</p> <p>補助金等については、市町が実施する小中学校の非常用発電機や投光器等の防災機器の整備等を支援するため進めてきた。しかし、実際には市町からの要望が少なかったため、県が想定していたよりも実行割合が低下してしまった。このため次の点について検討されたい。</p> <p>まず、市町に対して当該事業の重要性についてより効果的な普及啓発活動を検討すべきであったと考えられる。次に、市町の動向（予算状況や防災に対する対策状況）を早くから把握しておくべきであったと考えられる。</p>	<p>当該事業は平成 24 年度及び平成 25 年度の事業であるため、平成 26 年度は事業がありませんが、今後市町への新規補助事業を実施することとなった場合は、より一層市町へ周知するとともに、市町の意向や予算の見通しについて、早期かつ正確な把握に努めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

2. 学校施設の耐震化推進事業について		
① プロジェクト予算の算出方法について（意見）		
<p>学校施設の耐震化推進事業は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の1つである。通常、事業予算については需用費、役務費など、その支出の性格別に区分した単位である節別単位まで算出しているが、今回のプロジェクトについては節別単位での予算額を算出していない部分があった。</p> <p>「命を守る緊急減災プロジェクト」のように、これが大規模プロジェクトすなわち重要な事業であるという位置づけを考えれば、説明責任という観点から、事業予算と同レベル、すなわち節別での予算算出を予め行うことが望ましいと考えられる。</p>	<p>プロジェクト予算の算出については、節別に予算を算出していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
② 校舎等耐震化に関する予算金額算出方法について（意見）		
<p>耐震化に関する各工事の予算金額の算出は、平成20、21年度の耐震・改修工事に関する実績単価を使用している。一方で平成24年度の耐震化工事に関する予算額と決算額は大きく乖離した結果となっており、次の2点の問題があるといえる。</p> <p>第1に、まず使用しているデータが古い点であり、同じ耐震化であっても数年前と現在とでは所要額が異なってくる可能性がある。使用するデータは古いものでなく最新の年度のもの、もしくは最新の年度分を含めた平均値を使用するのが妥当なものと考えられる。</p> <p>第2に、予算に使用している単価（50,000円/㎡）と平成20、21年度の実績単価が乖離している点（実績単価は31,963円/㎡）である。これは、担当部局で50,000円/㎡の単価がそのまま引き継がれたものであり、引き継ぐ際はその信頼性を部局内で確認する体制が必要であるといえる。</p> <p>以上から、予算の算出に際しては、利用可能な最新の実績単価を使用するなど、適切な見積単価を使用することに留意すべきといえる。</p>	<p>校舎等耐震化工事に関する予算金額の算出については、直近の同事業内容・同規模工事の設計単価を参考にして予算要求単価を設定するなど、適切に行っていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

6 「グローバル三重教育プラン」について

1 プランの目的

社会、経済等のあらゆる面においてグローバル化が急速に進展する中、国際的な舞台で活躍し積極的に発信する力が求められるとともに、国内・県内にあっても、グローバルな視野（地球的視野）に立って自らの考えや意見を適切に伝え、日本人・三重県人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度を身につけることが求められています。

「グローバル三重教育プラン」では、グローバル社会において求められる3つの力（「主体性」「共育力」「語学力」）を重視するとともに、三重県民としてこれらの力をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な方向性を示し、取組を進めることにより、三重県が国内外で信頼され「選ばれる地域」となることを目指します。

2 プランの内容

別添資料3のとおり

3 計画期間

平成26年度～28年度（3年間）

4 プランの特徴

- ・児童生徒の成長や発達段階に留意した取組
- ・学校と地域住民及び企業等との連携協力
- ・異年齢交流を通じた人間的成長の促進
- ・郷土三重などを世界に発信する力の育成

5 取組の方向性と成果指標

グローバル社会において特に求められる3つの力について、それぞれ取り組むべき方向性や成果指標は次のとおりです。

（1）「主体性」（自ら考え判断し主体的に行動する力）

超高齢社会をはじめ、我が国が「課題先進国」としてさまざまな課題に直面する中、一人ひとりが、高い志を持ち、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、立ち上がる壁を乗り越え、未来を切り拓いていく力

<取組の柱>

- ① チャレンジ精神・目的意識の向上
- ② 「志」の育成（特に、持続可能な社会づくりに貢献する意識と行動力）
- ③ 課題解決力の向上
- ④ 専門的知識・技術の習得

＜主な取組＞

- ・経営人材育成ネットワーク支援【対象：社会人】
- ・高校生の留学の促進【対象：高校生】
- ・ICTを活用した創造的な学びの実践【対象：高校生】
- ・みえスーパーサイエンスハイスクール（M i e S S H）【対象：高校生】

（2）「共育力」（共に成長しながら新しい社会を創造する力）

一人ひとりが、郷土への愛着と誇りを持ちながら、それぞれのアイデンティティを確立・確認し、それを心の土壌として、異なる文化・伝統に立脚する人々とも協働しながら共に成長し、未来を創造していく力

＜取組の柱＞

- ① 発信型の郷土教育（日本人・三重県人としてのアイデンティティ）
- ② 異文化理解・多文化共生の促進
- ③ 将来を担う若者同士のつながり
- ④ コミュニケーション力の向上

＜主な取組＞

- ・郷土三重を英語で発信！～ワン・ペーパー・コンテスト～【対象：中学生】
- ・外国人の多い職場との交流の促進【対象：高校生】
- ・みえ未来人（みらいびと）育成塾【対象：高校生、大学生】
- ・効果的な教材を活用した教育活動の実施【対象：小学生、中学生、高校生】
→【別添資料4】

＜主な成果指標（1）（2）共通＞

- ・目標項目「海外留学（短期・長期を含む）を実施した県立高等学校数（全58校）」
現状値（24年度）3校（長期のみ） ⇒ 目標値（28年度）58校

（3）「語学力」（外国語で積極的にコミュニケーションを図る力）

グローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存も含め、持続可能な発展に向けた相互理解や国際協力等が求められる中、語学力、とりわけ国際的共通語となっている「英語」によりコミュニケーションを図り行動する力

＜取組の柱＞

- ① 英語指導モデルの構築（小学校からの英語教育の充実）
- ② 教員の英語運用力・専門性の向上
- ③ 英語使用環境の創出・拡大
- ④ 英語人口の裾野拡大

＜主な取組＞

- ・小中高等学校英語教育モデルの構築【対象：小学生、中学生、高校生】
- ・小中高等学校における英語教育指導体制の充実【対象：小学生、中学生、高校生】
- ・英語キャンプの実施【対象：小学生、中学生、高校生】
- ・英語インセンティブ拡大プログラム【対象：小学生、中学生、高校生】

＜主な成果指標＞

- ・目標項目「卒業段階で英検準2級または2級以上相当の英語力を習得した高校生の割合（県立高等学校）」
現状値（24年度）29.8% ⇒ 目標値（28年度）45.0%以上
- ・目標項目「卒業段階で英検3級以上相当の英語力を取得した中学生の割合（公立中）」
現状値（24年度）26.1% ⇒ 目標値（28年度）45.0%以上